

●香川県告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を再開した旨の届出があった。

平成22年6月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

再開年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成22年4月1日	ケアセンターみのり 木田郡三木町池戸1543番地1	有限会社 完土 高松市十川東町938番地1	訪問介護 介護予防訪問介護